証券コード　３７１９
令和３年３月11日

株 主 各 位

東京都千代田区神田錦町三丁目17番地11
株 式 会 社 ジ ェ ク シ ー ド
代表取締役　野　澤　　裕

第57期定時株主総会招集ご通知

拝啓　日頃より格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第57期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

なお、当日のご出席に代えて、以下のいずれかの方法によって議決権を行使することができますので、後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、議決権を行使していただけますようお願い申し上げます。

[書面による議決権行使の場合]

同封の議決権行使書用紙に各議案に対する賛否をご表示いただき、令和３年３月25日（木曜日）午後５時30分までに到着するようご返送下さい。

[インターネットによる議決権行使の場合]

当社指定の議決権行使ウェブサイト(https://gexeed.premium-yutaiclub.jp/)にアクセスしていただき、令和３年３月25日（木曜日）午後５時30分までに、各議案に対する賛否をご入力下さい。

なお、インターネットによる議決権行使については、後記27頁に記載の＜電子議決権行使に関するご注意事項＞をご確認いただけますようお願い申し上げます。

敬　具

記

１．日　　時　令和３年３月26日（金曜日）午前10時
２．場　　所　東京都千代田区一ツ橋二丁目６番２号
日本教育会館　９階　901号会議室
（末尾の会場ご案内図をご参照下さい。）

３．目的事項

報告事項　第57期（令和２年１月１日から令和２年12月31日まで）
事業報告及び計算書類報告の件

決議事項

第１号議案　取締役（監査等委員である取締役を除く）３名選任の件

第２号議案　監査等委員である取締役２名選任の件

以　上

当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出下さいますようお願い申し上げます。

＜代理人による議決権行使のご案内＞

代理人により議決権を行使される場合は、議決権を有する他の株主の方１名を代理人として株主総会にご出席いただけます。ただし、代理権を証明する書面のご提出が必要となりますのでご了承下さい。

なお、株主総会参考書類並びに事業報告、計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（アドレス　https://www.gexeed.co.jp/）に掲載させていただきます。

（提供書面）

事　業　報　告

（令和２年１月１日から
令和２年12月31日まで）

１．会社の現況

(1) 当事業年度の事業の状況

①　事業の経過及び成果

当社はこれまで、既存事業における営業力の強化、事業の採算性の評価、徹底した経費削減等に取り組み、一連の経営再建の活動を実施することで、黒字転換を実現してまいりました。また、当社の事業における今後の方向性を定めるために、2025年12月期を最終年度とした中長期経営計画を推進し、経営基盤の再構築を進めるとともに、当社の既存事業領域に隣接した事業領域への事業拡大を図るために、積極的に資本・業務提携等のＭ＆Ａや新規事業の創出を進めております。

当事業年度における当社の業績につきましては、売上高は476,939千円(前事業年度比72.9％)、営業損失は84,079千円(前事業年度は14,902千円の営業利益)、経常損失は85,220千円(前事業年度は13,983千円の経常利益)、当期純損失は85,519千円(前事業年度は6,493千円の当期純利益)となりました。

新型コロナウイルス感染症の影響により、大型案件の開始時期が遅延したことによるコンサルタントの稼働率低下及び取引先への訪問が制限されたことによる営業機会減少により、業績に大きな影響を受けました。経費面においては前年を若干下回りましたが、売上高において前事業年度の実績より大きく下回り営業赤字となりました。しかしながら資本政策面においては、新株予約権の行使による株式の発行、金融機関からの融資により資金調達を行い、投資資金及び運転資金の充実を図ることができました。

当社におきましては、顧客サービスの継続性及び従業員の安全確保を優先的に考え、テレワークによる業務を遂行しております。

各分野別の状況は次のとおりであります。

イ．既存事業領域（業務コンサルティング）

当社の主要な事業分野である「ＥＲＰコンサルティング」においては、オラクル社のJD Edwards及びNetSuiteに関連する案件を中心に推移しております。JD Edwardsを継続して利用する企業向けの保守及びバージョンアップ、サーバーのリプレイス、クラウドへの移行等の案件を継続して支援しております。また、利用中のハードウェアの老朽化や保守期限の到来、運用コストの削減等の理由によりJD Edwardsをオンプレミスの環境からクラウド環境へ移行する企業が増加しており、新規の受注に繋がっております。しかしながら大型案件の開始時期が大幅に遅延したためにコンサルタント稼働率が低下し売上に影響を受けました。NetSuiteに関しては、海外企業の日本法人向け導入支援、既存顧客への運用支援を行っております。

第２の事業の柱となる「人事コンサルティング」の分野においては、当社が取り扱いをしているコーナーストーンオンデマンド社がサバソフトウェア社を買収したことで、タレントマネジメント（人材の適材配置及び育成管理）の導入及び定着化支援の商談において遅延が発生しておりましたが、新規案件を受注し導入支援を行っております。

また、汐留パートナーズと業務提携契約を締結し、海外企業が日本市場に参入する支援を提供する日本進出支援コンサルティングサービス「GX Incubation」を拡充したことで商談数が増加し新規案件の受注に繋がっております。

ロ．自動化・効率化コンサルティング領域（ＲＰＡ、ＡＩ、ｘＲ等）

新たな事業として取り組んでいるＲＰＡ及びＡＩ領域においては、取引先への訪問が制限されたことによる営業機会減少により商談数が減少しました。このためＲＰＡ研修サービスやソリューション連携の開発、ｘＲ（仮想現実）技術を活用した遠隔操作支援のサービス開発等の活動を進めました。ソフトフロント社のＡＩオペレーターcommuboの商談数が増加し新規案件の受注に繋がっております。

さらに、テレワークの需要拡大により、コンテンツマネージメントクラウド「Box」の商談数が増加しております。また、新規事業領域分野の開拓を進めるため、ＩＴ教育事業に関する市場調査を行った結果、事業の方向性が定まったため、ＳＴＥＭ教育(Science（科学）、Technology（技術）、Engineering（工学）、Mathematics（数学）の頭文字を合わせた造語。論理思考（理系的思考）を育てるために注目される教育手法と考えられています。）に関するサービスを端緒としてＩＴ教育事業を開始しました。

ハ．Ｍ＆Ａ及び新規事業領域

既存事業領域における事業の拡大、新規事業領域への進出に向けて、当社との間でシナジーが期待できる企業との資本・業務提携等のＭ＆Ａの検討及び交渉を継続して進めております。

当社におけるＭ＆Ａ戦略を策定し、対象事業領域を拡大するとともに、対象地域をアジアまで拡大し、Ｍ＆Ａの対象となる企業プロファイルを特定し、複数のＭ＆Ａ仲介会社や銀行の協力を得て情報収集を進めております。

当社の子会社である株式会社クラウドカスタマーサクセスによりフィリピン共和国のＩＴ開発会社を取得し、オフショア開発の展開を開始ししました。

ＳＴＥＭ教育を軸としたプログラム教育に関する事業を展開するために株式会社ＸＹＥＥＤを子会社化しました。

今後、Ｍ＆Ａや新規事業領域において具体的な進捗がみられ業績予想に影響が生じると判断した場合には速やかに公表いたします。

ニ．その他

安定的な経営を継続するために、以下の取り組みを積極的に進めております。

１．オンラインセミナーの開催などマーケティング活動による新規顧客の開拓
２．人材確保のために、外部コンサルタントとの協業
３．コンサルタントの育成によるスキルアップ及び多能化による収益率の改善
４．既存顧客向け付加価値サービスの提案
５．既存サービスの拡張、既存パートナーとの関係強化
６．新規取扱商材の開拓
７．株主還元策の充実

８．新型コロナウイルス感染症によるリスク対策としての運転資金の確保
９．中小企業向けテレワーク支援のためのＩＴ導入補助金2020のＩＴ導入支援事業者としての活動

② 設備投資の状況

当事業年度において実施いたしました主な設備投資はありません。

③ 資金調達の状況

当事業年度中に、金融機関より長期借入金として250,000千円の調達を行いました。
また、新株予約権の行使により276,000千円の調達を行いました。

④ 事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況

該当事項はありません。

⑤ 他の会社の事業の譲受けの状況

該当事項はありません。

⑥ 吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

該当事項はありません。

⑦ 他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況

当社は、令和２年４月９日付で株式会社アイエムの株式の一部の処分を行い、株式会社アイエムは関連会社ではなくなりました。また、令和２年12月23日付で株式会社XYEED（本社：東京都千代田区、代表取締役社長：田中大介）の全株式を取得し、同社を完全子会社といたしました。また同日、同社の第三者割当増資の引受も行っています。

(2) 直前３事業年度の財産及び損益の状況

区　　分	第54期 (平成29年12月期)	第55期 (平成30年12月期)	第56期 (令和元年12月期)	第57期 (当事業年度) (令和２年12月期)
売　上　高 (千円)	593,783	674,117	654,119	476,939
当期純利益又は当期純損失(△) (千円)	△75,478	2,535	6,493	△85,519
１株当たり当期純利益又は１株当たり当期純損失(△) (円)	△4.49	0.14	0.35	△4.12
総　資　産 (千円)	613,298	657,891	799,755	1,091,699
純　資　産 (千円)	506,002	508,537	649,203	840,170
１株当たり純資産額 (円)	27.35	27.49	32.98	38.44

(3) 重要な親会社及び子会社の状況

①　親会社の状況

該当事項はありません。

②　重要な子会社の状況

該当事項はありません。

(4) 対処すべき課題

近年においては、クラウドコンピューティングの普及、ＡＩやＩｏＴ等の先端ＩＴ技術の活用、働き方改革による業務の効率化など、デジタル化への取り組みを積極的に推進する企業が増加しております。このような需要を捉えて、当社では将来成長が見込める領域へと事業の拡大を進め、継続的に収益を確保する仕組みを整備し、事業の安定化を図ってまいります。

① 財務基盤の充実

当社では、事業規模の拡大を実現するために増資や金融機関からの融資により財務基盤を充実し、運転資金を確保するとともに、戦略的な投資を実行してまいります。

② 短期間での業容の拡大

当社では、短期間での業容の拡大を実現するために、当社との間でシナジーが見込める企業と資本・業務提携等のM&Aにより不足する人材を確保するとともに、新規事業領域への拡大に取り組んでまいります。

③ 株主価値の創造

当社は、株主の皆様への利益還元を経営における重要課題の１つであると認識しております。当社株式への投資の魅力をより一層高め中長期的に保有いただける株主様の増加を図ることを目的として、株主優待制度を新設しました。また、剰余金の配当（復配）を早期に実施・継続していくとともに、経営方針や中長期的な企業価値向上に向けた取り組みについて適切な情報を適時発信し、株主の皆様からのご意見を経営判断の参考とするための仕組みの構築に取り組んでまいります。

(5) 主要な事業内容（令和２年12月31日現在）

事　業　区　分	主　要　製　品
コンサルティング事業	システムコンサルティング、ビジネスコンサルティング、ＣＩＯ／ＣＭＯ支援、Ｗｅｂマーケティング支援、株式公開支援業務、Ｍ＆Ａ・企業再生コンサルティング

(6) 主要な営業所（令和２年12月31日現在）

本社	東京都千代田区神田錦町三丁目17番地11

(7) 使用人の状況（令和２年12月31日現在）

使用人数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
39（1）名	△2（0）名	39.2歳	7.1年

(注)使用人数は、就業員数であり、パート及び嘱託社員は（　）内に年間の平均人員を外数で記載しております。

(8) 主要な借入先の状況（令和２年12月31日現在）

借入先	借入金残高
株式会社東日本銀行	97,184 千円
株式会社きらぼし銀行	81,233 千円

(9) その他会社の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2．株式の状況（令和２年12月31日現在）

(1)　発行可能株式総数　30,000,000株

(2)　発行済株式の総数　21,800,732株

（注）新株予約権の行使による新株の発行により、前事業年度末に比べ2,300,000株増加しております。

(3)　株主数　3,483名

(4)　大株主（上位10名）

株主名	持株数	持株比率
GX PARTNERS CO., LIMITED	4,572千株	20.97%
INTERACTIVE BROKERS LLC	2,890千株	13.26%
MONEX BOOM SECURITIES (H.K.) LIMITED	1,327千株	6.09%
CITIBANK HONG KONG PBG CLIENTS H.K.	1,010千株	4.63%
VALUE CONSULTANT LIMITED	900千株	4.13%
三木武志	702千株	3.22%
BANK JULIUS BAER AND CO.LTD. HONG KONG CLIENT ACCOUNT	512千株	2.35%
マイルストーンキャピタルマネジメント株式会社	500千株	2.29%
株式会社ゼット	454千株	2.08%
明和證券株式会社	408千株	1.87%

(注)持株比率は自己株式（237株）を控除して計算しております。

３．新株予約権等の状況

(1)　当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況

該当事項はありません。

(2)　当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権の状況

該当事項はありません。

(3)　その他新株予約権等に関する重要事項

該当事項はありません。

４．会社役員の状況

(1)　取締役の状況（令和２年12月31日現在）

会社における地位	氏　　名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役	野　澤　　裕	社長執行役員兼管理本部長 株式会社クラウドカスタマーサクセス 取締役ＣＳＯ 株式会社XYEED 取締役会長
取締役	山　口　和　秋	－
取締役（社外）	松　本　　敏	－
取締役（社外）	倉　澤　治　雄	Bee Media LLC.　代表社員
取締役（社外）	大澤　健太郎	司法書士事務所ｱﾙﾌｧ･ﾊﾟｰﾄﾅｰｽﾞ 代表司法書士
取締役（監査等委員・常勤）	石　川　祐　一	株式会社XYEED 監査役
取締役（監査等委員・社外）	佐　藤　烈　臣	－
取締役（監査等委員・社外）	寺　尾　　潔	株式会社E-FAS　代表取締役 辰巳監査法人　代表社員

（注）１．取締役 松本敏氏及び取締役 倉澤治雄氏及び取締役 大澤健太郎氏及び取締役（監査等委員）佐藤烈臣氏及び取締役（監査等委員）寺尾潔氏は社外取締役であります。

２．情報収集その他監査の実効性を高め、監査・監督機能を強化するために、常勤の監査等委員を置いております。

３．当社は、東京証券取引所に対して、取締役（監査等委員）佐藤烈臣氏及び取締役（監査等委員）寺尾潔氏を独立役員とする独立役員届出書を提出しております。

４．社外取締役である松本敏氏及び倉澤治雄氏及び大澤健太郎氏及び佐藤烈臣氏及び寺尾潔氏との間で会社法第423条第１項の損害賠償責任について、法令で定める最低責任限度額に限定する契約を締結しております。

５．寺尾潔氏は、公認会計士の資格を有し、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。

(2)　当事業年度に係る取締役の報酬等

区　　分	員　　数	報酬等の額
取締役（監査等委員を除く） （うち社外取締役）	5名 (3名)	24,990千円 (2,400)
取締役（監査等委員） （うち社外取締役）	4名 (3名)	7,776千円 (2,916)
合　　計 （うち社外役員）	9名 (6名)	32,766千円 (5,316)

(注) 1．上記には、令和２年３月27日開催の第56期定時株主総会終結の時をもって退任した取締役（監査等委員）１名（社外取締役１名）を含んでおります。

2．取締役の報酬等の額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。

3．取締役の報酬限度額は、平成28年３月30日開催の第52期定時株主総会において、取締役（監査等委員を除く）について年額200,000千円以内（ただし、使用人分給与は含まない）、取締役（監査等委員）について年額50,000千円以内と決議いただいております。

(3)　社外役員に関する事項

①他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

氏　　名	重要な兼職の状況	当社と当該他の法人等との関係
倉　澤　治　雄	Bee Media LLC.　代表社員	該当事項はありません。
大澤　健太郎	司法書士事務所ｱﾙﾌｧ･ﾊﾟｰﾄﾅｰｽﾞ 代表司法書士	該当事項はありません。
寺　尾　　潔	株式会社E-FAS　代表取締役 辰巳監査法人　代表社員	該当事項はありません。

②会社又は会社の特定関係事業者の業務執行者又は業務執行者でない役員との親族関係

該当事項はありません。

③当事業年度における主な活動状況

	出席状況及び発言状況
取締役 松本　敏	当事業年度に開催された取締役会24回のうち22回に出席いたしました。取締役会において、その豊富な経営、事業展開に関する経験から、出席の都度、発言・意見の表明等が適宜行われております。
取締役 倉澤　治雄	就任以降当事業年度に開催された取締役会18回のうち17回に出席いたしました。取締役会において、その豊富なコンテンツビジネスに関する経験から、出席の都度、発言・意見の表明等が適宜行われております。
取締役 大澤　健太郎	就任以降当事業年度に開催された取締役会18回のうち15回に出席いたしました。取締役会において、その豊富な司法書士としての経験から、出席の都度、発言・意見の表明等が適宜行われております。
取締役（監査等委員） 佐藤　烈臣	当事業年度に開催された取締役会24回のうち24回、監査等委員会12回のうち12回に出席いたしました。取締役会において、その豊富な経営、財務会計、コンプライアンスに関する経験から、出席の都度、発言・意見の表明等が適宜行われております。また、監査等委員会において、監査結果についての意見交換等、専門的見地から適宜、必要な発言を行っております。
取締役（監査等委員） 寺尾　潔	就任以降当事業年度に開催された取締役会18回のうち13回、監査等委員会9回のうち5回に出席いたしました。取締役会において、その豊富な経営、財務会計に関する経験から、出席の都度、発言・意見の表明等が適宜行われております。また、監査等委員会において、監査結果についての意見交換等、専門的見地から適宜、必要な発言を行っております。

５．会計監査人の状況

(1)　会計監査人の名称

フロンティア監査法人

(2)　報酬等の額

	支払額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	15,000千円
当社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	15,000千円

(注) 1．当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額の区分をしておらず、実質的にも区分できないため、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

2．監査等委員会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠などが適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

(3)　会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査等委員会は、会計監査人の職務の執行に支障がある等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、監査等委員会は、会計監査人が会社法第340条第１項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査等委員全員の同意に基づき、会計監査人を解任します。この場合、監査等委員会が選定した監査等委員は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

(4)　責任限定契約の内容の概要

当社と会計監査人フロンティア監査法人は、会社法第427条第１項の規定に基づき、同法第423条第１項の損害賠償責任について、法令で定める最低責任限度額に限定する契約を締結しております。

６．業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

⑴ 業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制、その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は以下のとおりであります。

① 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

・企業としての社会的信頼に応え、企業倫理・法令遵守の基本姿勢を明確にすべく、役職員を対象とした行動指針として企業行動憲章を定め、周知徹底させる。

・コンプライアンス担当役員を置き、内部統制を推進する組織を設置するとともに、リスク管理体制とコンプライアンス体制の構築及び運用を行う。

② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の意思決定または取締役会に対する報告に関しては、文書管理規程等の社内規程に従い適切に保存及び管理を行う。

③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

・リスクマネジメント委員会を設置するとともに、コンプライアンス規程を定め、リスク管理体制の構築及び運用を行う。

・各事業部門は、それぞれの部門に関するリスクの管理を行い、リスクマネジメント委員会へ定期的にリスク管理の状況を報告し、連携を図る。

④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

・リスクマネジメント委員会を設置するとともに、コンプライアンス規程を定め、リスク管理体制の構築及び運用を行う。

・取締役会の決定に基づく業務執行については、組織規程、業務分掌規程及び職務権限規程において、それぞれの責任者及びその責任、執行手続の詳細について定める。

⑤ 当社における業務の適正を確保するための体制

・当社における業務の適正を確保するため、当社グループ会社管理規程及びコンプライアンス・ポリシーを定め、コンプライアンス体制を構築する。

・リスクマネジメント委員会は、リスクの評価及び管理の体制を適切に構築し、運用する。

⑥ 監査等委員会がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項及び取締役からの独立性に関する事項

監査等委員会の業務補助のため必要に応じて、スタッフを置くこととし、人事異動、人事評価、懲戒に関しては、監査等委員会の事前の同意を得るものとする。

⑦ 取締役及び使用人が監査等委員会に報告するための体制

・取締役及び使用人は、会社に著しい損害を及ぼす事実が発生し、または発生する恐れがあるとき、役職員による違法または不正な行為を発見したとき、その他監査等委員会が報告すべきものと定めた事項が生じたときは、監査等委員会に報告する。また、前記にかかわらず、監査等委員会はいつでも必要に応じて、取締役及び使用人に対して報告を求めることができることとする。

・内部通報制度を整備し、法令違反その他コンプライアンス上の問題について、監査等委員会への報告をしたことを理由として不利な取り扱いを受けないことを確保する。

⑧ その他の監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

・監査等委員会は取締役会の他、重要な意思決定の過程及び業務の執行状況を把握するため、必要に応じて事業部門会議その他の重要な会議等に出席し、取締役及び使用人にその説明を求めることとする。また、代表取締役との定期的な意見交換会を開催し、意思の疎通を図る。

・幅広く現場の意見を聴取し、当該意見をいち早く経営に反映させるため、月１回の経営会議（構成員は執行役員、監査等委員、必要に応じて本部長）を開催する。

・監査等委員は職務の執行について生じる費用の前払または償還の手続きその他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理の履行を保障される。

⑨ 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及び体制

市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力及び団体に対して毅然とした姿勢で臨み、反社会的勢力及び団体による経営活動への関与や被害を防止するために、企業行動憲章において、反社会的勢力及び団体からの不当、不法な要求には一切応じないことを基本方針に定めるとともに、組織的体制を整備し、警察当局等と連携した情報収集や役員・従業員に対する啓発活動等により、関係の排除に取り組む。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

・取締役会

取締役会は、会社の経営方針、経営戦略、事業計画、重要な財産の取得及び処分、重要な組織及び人事に関する意思決定、並びに当社及び関連会社の業務執行の監督を行っております。なお、当社では、会社の戦略的かつ迅速な経営を実現し、競争力を維持・強化するために執行役員制を導入し、経営の意思決定・業務執行の監督（取締役会）と業務執行（執行役員）を分離し役割分担の明確化を図っております。取締役会の意思決定を要する重要事項については、経営会議及び各種会議で事前審議を行っております。

・監査等委員会

監査等委員会は取締役３名で構成され、常勤取締役（委員長）が１名及び他２名が独立性の高い社外取締役であります。なお、毎月定例監査等委員会と必要に応じて臨時監査等委員会を開催し、経営の適法性及び妥当性の監査を行うこととしております。委員長は、必要に応じて経営会議、その他の重要会議に出席し、執行役員の職務遂行状況について法令遵守及び企業倫理の観点からも充分な監査を継続的に行う体制となっております。また、会計監査人との意見交換会を定期的に開催することとしております。当社は、経営全般にわたり法令を遵守し、迅速かつ的確な意思決定と執行を図るとともに、透明性を確保するために、このような体制を採用しております。なお、内部統制面については、事業活動における法令遵守、業務の適正性及び効率性を確保するため、内部監査規程、コンプライアンス規程、行動基準などの社内規程類等の整備、運用に取り組んでおります。また、内部監査を適正かつ円滑に実施するために、内部監査担当を設置しており、一定の基準に従って、審査等を行っております。内部監査担当は、実施した内部監査の結果状況を監査等委員に報告する体制としております。監査等委員は、内部監査担当に対して、必要な調査・報告を要請いたします。

・社外取締役

当社の取締役３名及び取締役（監査等委員）２名が社外取締役であります。

社外取締役は、取締役会に出席し、社外経験を活かした客観的な見地及び独立した立場から他の取締役の監視監督を行っております。また、内部監査担当による報告や各種情報を取締役会を通じ入手するとともに、必要があれば直接情報・意見の交換等を行い、監視監督の質の向上を図っております。さらに、会計監査人から定期的に会計監査内容についての報告を受け、意見交換を行うことで会計監査人との連携を図っております。

・内部監査の状況

内部監査につきましては、代表取締役により管理本部に所属する従業員が指名され、内部監査担当の業務として相互監査の方法により業務の監査を実行しております。内部監査担当は監査等委員会とも協調した上で、年間監査計画に基づき関係諸法令や当社諸規程に従い当社及び関連会社の監査・指導を行っております。

貸借対照表

（令和２年12月31日現在）

（単位：千円）

資産の部		負債の部	
流動資産	**880,489**	**流動負債**	**145,295**
現金及び預金	797,678	買掛金	9,799
		１年内返済予定の長期借入金	97,887
売掛金	76,989	未払金	9,713
		未払費用	7,454
仕掛品	86	未払法人税等	3,893
前払費用	4,896	未払消費税等	1,873
		前受金	6,850
その他	1,300	預り金	7,822
		固定負債	**106,233**
貸倒引当金	△461	長期借入金	80,530
固定資産	**211,209**	繰延税金負債	3,429
		退職給付引当金	22,274
有形固定資産	**5,398**	**負債合計**	**251,528**
		純資産の部	
建物	1,827	**株主資本**	**830,215**
工具器具備品	3,571	**資本金**	**404,376**
無形固定資産	**37,958**	**資本剰余金**	**504,344**
		資本準備金	504,344
ソフトウエア	36,616	**利益剰余金**	**△78,475**
		利益準備金	550
ソフトウエア仮勘定	1,341	その他利益剰余金	△79,025
投資その他の資産	**167,852**	繰越利益剰余金	△79,025
		自己株式	**△29**
投資有価証券	145,150	**評価・換算差額等**	**7,770**
		その他有価証券評価差額金	7,770
関係会社株式	13,384	**新株予約権**	**2,184**
敷金及び保証金	9,318	**純資産合計**	**840,170**
資産合計	**1,091,699**	**負債・純資産合計**	**1,091,699**

損　益　計　算　書

（令和２年１月１日から
令和２年12月31日まで）

（単位：千円）

科目	金額	
売上高		476,939
売上原価		421,139
売上総利益		55,799
販売費及び一般管理費		139,879
営業損失		△84,079
営業外収益		
受取利息	231	
その他	21	253
営業外費用		
支払利息	1,393	1,393
経常損失		△85,220
特別損失		
固定資産除却損	8	8
税引前当期純損失		△85,228
法人税、住民税及び事業税	291	
法人税等還付税額	△1	290
当期純損失		△85,519

株主資本等変動計算書

（令和２年１月１日から
令和２年12月31日まで）

（単位：千円）

	株主資本						
	資本金	資本剰余金			利益剰余金		
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金	利益剰余金合計
						繰越利益剰余金	
令和２年1月1日残高	264,444	364,412	－	364,412	550	6,493	7,043
事業年度中の変動額							
新株の発行（新株予約権の行使）	139,932	139,932		139,932			
当期純損失						△85,519	△85,519
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）							
事業年度中の変動額合計	139,932	139,932	－	139,932	－	△85,519	△85,519
令和２年12月31日残高	404,376	504,344	－	504,344	550	△79,025	△78,475

	株主資本		評価・換算差額等	新株予約権	純資産合計
	自己株式	株主資本合計	その他有価証券評価差額金		
令和２年1月1日残高	△29	635,870	7,284	6,048	649,203
事業年度中の変動額					
新株の発行（新株予約権の行使）		279,864			279,864
当期純損失		△85,519			△85,519
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）		－	485	△3,864	△3,378
事業年度中の変動額合計	－	194,344	485	△3,864	190,966
令和２年12月31日残高	△29	830,215	7,770	2,184	840,170

個別注記表

（重要な会計方針に係る事項）

１．資産の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券

子会社株式及び関連会社株式

移動平均法による原価法を採用しております。

その他有価証券

市場価格のあるもの……期末日の市場価格等に基づく時価法を採用しております。（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

市場価格のないもの……移動平均法による原価法を採用しております。

(2) たな卸資産

商品

個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定）を採用しております。

仕掛品

個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定）を採用しております。

２．固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

定率法を採用しております。ただし、平成10年４月１日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに平成28年４月１日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法によっております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建　物	８～15年
工具器具備品	２～15年

(2) 無形固定資産

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウエアについては、社内における利用可能期間（５年以内）に基づく定額法、販売用ソフトウエアについては、見込有効期間（３年以内）に基づく償却額と見込販売数量に基づく償却額のいずれか大きい額により償却しております。

３．引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

売上債権、貸付金等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 賞与引当金

当社は、従業員の賞与の支払に備えて、賞与支給見込額の当事業年度負担額を計上しております。

(3) 退職給付引当金

当社は、従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務を計上しております。なお、退職給付債務の算定にあたり、簡便法を採用しております。

4．重要な収益及び費用の計上基準

受注制作のソフトウエアに係る収益及び費用の計上基準

・当事業年度末までの進捗部分について成果の確実性が認められる受注制作ソフトウエア

工事進行基準（プロジェクトの進捗率の見積りは原価比例法）

・その他の受注制作ソフトウエア

工事完成基準

5．その他の計算書類の作成のための基本となる重要な事項

消費税等の処理方法

消費税等の会計処理は、税抜方式によっております。

（追加情報）

新型コロナウイルス感染症の影響により、大型案件の開始時期が遅延したことによる稼働率の低下及び取引先への訪問が制限されたことによる営業機会の減少により業績に大きな影響を受けました。

このような状況は、翌事業年度より徐々に回復すると仮定して、固定資産の減損などの会計上の見積を行っております。なお、新型コロナウイルス感染症による経済活動への影響は不確実性が高いため、状況に変化が生じた場合には、将来における財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

（貸借対照表に関する注記）

1．有形固定資産の減価償却累計額　11,669千円

2．関係会社に対する金銭債権

短期金銭債権　264千円

（損益計算書に関する注記）

関係会社との取引高

営業取引による取引高

売上高　240千円

外注費（売上原価）　14,575千円

（株主資本等変動計算書に関する注記）

1．発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首の株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末の株式数
普通株式	19,500,732株	2,300,000株	－株	21,800,732株
合計	19,500,732株	2,300,000株	－株	21,800,732株
自己株式	237株	－株	－株	237株
合計	237株	－株	－株	237株

(注)発行済株式の総数の増加は、新株予約権の行使による新株の発行2,300,000株であります。

2．剰余金の配当に関する事項

該当事項はありません。

3．当事業年度末日における新株予約権（権利行使期間の初日が到来していないものを除く）の目的となる株式の種類及び数

普通株式　1,300,000株

（税効果会計に関する注記）

繰延税金資産の発生の主な原因は、賞与引当金、退職給付引当金、繰越欠損金などであり、評価性引当額を控除しております。

繰延税金負債の発生の主な原因は、その他有価証券評価差額金などであります。

（金融商品に関する注記）

1．金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、資金計画に基づき必要な資金を金融機関等からの借入、新株予約権及び新株の発行により調達し、一時的な余剰資金は安全性の高い金融資産で運用することを基本としております。デリバティブ取引については行っておりません。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である売掛金は顧客の信用リスクに晒されております。また、敷金及び保証金は当社の賃貸契約における敷金であり、賃借先の信用リスクに晒されておりますが、契約締結時に必要な確認を実施し、当該リスクの低減を図っております。

投資有価証券は、取引先企業との業務又は資本提携等に関連する株式であり、市場価格の変動リスクに晒されております。

営業債務である買掛金及び未払金は支払期日は３ヶ月以内であります。借入金は主に営業活動に係る資金調達を目的としたものであり、固定金利のため金利変動のリスクはありません。預り金は、そのほとんどが社会保険料等の一時的な預り金であります。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

当社は、与信管理規程等に従い担当部門が取引先状況を確認し、取引相手ごとに期日及び残高を管理するとともに、財務状況等の悪化による回収懸念の早期把握とリスクの低減を図っております。

② 市場リスク（為替や金利等の変動リスク）の管理

当社は借入金等について、総額に対する変動金利での調達割合を抑制する管理方針をとっております。

③ 資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払を実行できなくなるリスク）の管理

当社は資金繰計画を作成・更新し、適正な手許流動性を確保しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額の他、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因をおり込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

2．金融商品の時価等に関する事項

令和２年12月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるもの（注２．参照）及び重要性が乏しいものは次表には含めておりません。

（単位：千円）

	貸借対照表計上額	時価	差額
(1) 現金及び預金	797,678	797,678	－
(2) 売掛金	76,989	76,989	－
(3) 投資有価証券	88,900	88,900	－
資産計	963,567	963,567	－
(4) 買掛金	9,799	9,799	－
(5) 未払金	9,713	9,713	－
(6) 未払法人税等	3,893	3,893	－
(7) 未払消費税等	1,873	1,873	－
(8) 預り金	7,822	7,822	－
(9) 長期借入金　(※1)	178,417	178,941	524
負債計	211,519	212,043	524

(※1) １年内返済予定の長期借入金については長期借入金に含めて表示しております。

注１．金融商品の時価の算定方法に関する事項

資　産

(1)現金及び預金 (2)売掛金

これらは短期で決済されるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(3)投資有価証券

投資有価証券の時価については、株式は取引所の価格によっております。

負　債

(4)買掛金 (5)未払金 (6)未払法人税等 (7)未払消費税等 (8)預り金

これらは短期で決済されるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(9)長期借入金

長期借入金の時価は、元利金の合計額を同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いて算定する方法によっております。

注２．時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

（単位：千円）

区分	貸借対照表計上額
投資有価証券	56,250
関係会社株式	13,384
敷金及び保証金	9,318

これらについては、市場価額がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるため、時価等開示の対象としておりません。

３．金銭債権の決算日後の償還予定額

（単位：千円）

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
現金及び預金	797,678	－	－	－
売掛金	76,989	－	－	－
合計	874,667	－	－	－

（持分法損益等に関する注記）

関連会社に対する投資の金額　－千円

持分法を適用した場合の投資の金額　－千円

持分法を適用した場合の投資損失の金額（△）　△633千円

（注）関連会社でありました株式会社アイエムの株式について、令和２年４月に当社が保有する株式の一部を売却したため、同社は関連会社ではなくなっております。従って、当事業年度の「関連会社に対する投資の金額」及び「持分法を適用した場合の投資の金額」には、当該関連会社に対する投資の金額及び持分法を適用した場合の投資の金額を含めておりませんが、「持分法を適用した場合の投資損失の金額（△）」には、当該関連会社であった期間における持分法を適用した場合の投資損失の金額を含めております。

（１株当たり情報に関する注記）

１．１株当たり純資産額　38円44銭

２．１株当たり当期純損失（△）　△4円12銭

（重要な後発事象に関する注記）

該当事項はございません。

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

令和３年２月19日

株式会社ジェクシード
　取締役会　御中

フロンティア監査法人
東京都品川区
指定社員 業務執行社員　公認会計士　藤井幸雄 ㊞
指定社員 業務執行社員　公認会計士　本郷大輔 ㊞

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社ジェクシードの令和２年１月１日から令和２年12月31日までの第57期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

監査等委員会の監査報告

監　査　報　告　書

当監査等委員会は、令和２年１月１日から令和２年12月31日までの第57期事業年度における取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

１．監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第１項第１号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

①監査等委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部統制部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、業務及び財産の状況を調査しました。

②事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第３号イの基本方針及び同号ロの各取組み並びに会社法施行規則第118条第５号イの留意した事項及び同号ロの判断及びその理由については、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。

③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表及びその附属明細書）について検討いたしました。

２．監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

③内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

④事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針は相当であると認めます。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第３号ロの各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと認めます。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人フロンティア監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

令和３年２月22日

株式会社ジェクシード　監査等委員会

常勤監査等委員　石　川　祐　一　㊞

監査等委員　佐　藤　烈　臣　㊞

監査等委員　寺　尾　　潔　㊞

(注) 監査等委員　佐藤烈臣及び寺尾　潔は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以　上

電子議決権行使に関するご注意事項

当社は、経済産業省が主導する株主総会プロセスの電子化促進等への取り組みとして、書面による議決権行使の他にインターネット専用の議決権行使サイトをご用意いたしております。インターネットにより議決権を行使される場合は、以下の事項をご了承のうえ、行使していただきますようお願い申し上げます。

＜当社の指定する議決権行使サイトのご案内＞

https://gexeed.premium-yutaiclub.jp/

＜電子議決権行使に関するご注意事項＞

1.議決権行使サイトのご案内

インターネットにより議決権行使をされる場合は、別途ご郵送いたします株主様向けの「株主総会における電子議決権行使のための会員登録のお願い」に記載の「株主番号」「郵便番号」「仮パスワード」をご入力いただくことが必要となります。

議決権行使期限：令和３年３月25日（木曜日）午後５時30分入力完了分まで受け付けいたします。

2.複数回にわたり議決権を行使された場合の議決権の取り扱い

・書面とインターネットにより二重に議決権を行使された場合は、到着日時を問わずインターネットによるものを有効な議決権行使として取り扱わせていただきます。

・インターネットにより複数回にわたり議決権を行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使として取り扱わせていただきます。

3.議決権行使サイトへのアクセスに際して発生する費用は、株主の皆様のご負担となりますので、ご了承下さい。

システムに関するお問い合わせ

ジェクシード・プレミアム優待倶楽部 ヘルプデスク

0120-954-691　　受付時間 9:00～17:00（土・日・祝祭日を除く）

株主総会参考書類

第１号議案　取締役（監査等委員である取締役を除く）３名選任の件

取締役（監査等委員である取締役を除く）５名全員は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、機動的に意思決定が行えるよう２名減員し取締役（監査等委員である取締役を除く）３名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案について、監査等委員会において検討がなされましたが、意見はございませんでした。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、当社における地位及び担当（重要な兼職の状況）	所有する当社の株式数
1	倉澤治雄（くらさわ はるお） （昭和27年6月2日）	昭和55年４月　日本ﾃﾚﾋﾞ放送網㈱　入社 平成17年６月　㈱ﾌｫｱｷｬｽﾄ･ｺﾐｭﾆｹｰｼｮﾝｽﾞ 代表取締役社長 平成24年10月　国立研究開発法人科学技術振興機構 中国総合研究交流ｾﾝﾀｰ　副ｾﾝﾀｰ長 平成29年６月　Bee Media LLC.　代表社員（現任） 令和２年３月　当社　社外取締役（現任）	－株
＜取締役候補者の選任理由＞ 倉澤治雄氏は、コンテンツビジネスにおける豊富な経験と見識、多岐にわたる人脈を有しており、これらを当社の新規事業領域拡大に反映していただくことを期待し、令和２年３月に当社の監査等委員でない社外取締役に就任されました。 同氏の経験・見識・人脈を当社の経営に直接活かし、当社の成長を実現していただくことを期待し、当社の業務執行取締役としての選任をお願いします。			
＜新任＞ 2	石床誠（いしとこ まこと） （昭和29年9月7日）	昭和51年４月　野村證券株式会社　入社 平成16年７月　同社　新宿支店長 平成17年４月　野村信託銀行株式会社　執行役 平成25年10月　いちよし証券株式会社　執行役員 法人営業本部長 平成29年６月　エース証券株式会社　執行役員常務 令和元年６月　株式会社エースコンサルティング 代表取締役社長 令和２年８月　バカラ株式会社　顧問（現任）	－株
＜取締役候補者の選任理由＞ 石床誠氏は、これまでの金融、証券、コンサルティング事業会社での執務により、会社経営、営業、財務、人事・管理、企業買収と幅広い分野での豊富な経験・見識・人脈を有しております。これらを当社の経営に活かし、特に企業買収面での新規事業領域拡大に期待し、当社の業務執行取締役としての選任をお願いします。			

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、当社における地位及び担当（重要な兼職の状況）	所有する当社の株式数
3	松本（まつもと） 敏（さとし） （昭和26年2月28日）	昭和52年５月　歯科医師国家試験合格 昭和55年10月　まつもと歯科医院開業（平成20年３月に閉院） 平成19年４月　朝日大学歯学部附属病院（現 朝日大学医科歯科医療ｾﾝﾀｰ）非常勤講師 平成25年８月　CROSS M 合同会社業務執行社員（現任） 平成26年４月　㈱ﾓﾘﾀ 顧問（現任） 平成27年10月　PwCあらた有限責任監査法人顧問 平成29年１月　医療法人鉄薫会顧問（現任） 平成30年５月　㈱ﾋﾞｯﾄﾜﾝｸﾞﾙｰﾌﾟ 取締役（監査等委員） 令和元年12月　当社 社外取締役（現任）	－株
＜社外取締役候補者の選任理由＞ 松本敏氏は、医療業界における就業経験とともに、複数企業または病院における豊富な実務経験を有し、当社の新規事業に対する精通した知見と豊富な経験、多岐にわたる人脈を期待し、令和元年12月に当社の監査等委員でない社外取締役に就任されました。今後も引き続き、業務執行体制に対する助言・協力を期待し、選任をお願いします。			

(注) 1. 上記の各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。

(注) 2. 松本敏氏は、社外取締役（かつ独立役員）候補者であります。

(注) 3. 松本敏氏は、現在当社の社外取締役でありますが、社外取締役としての在任期間は、本総会の終結の時をもって１年４ケ月となります。

(注) 4. 当社は、当社定款において、各取締役（業務執行取締役を除きます。）との間で会社法第423条第1項の賠償責任について一定の範囲に限定する契約を締結できる旨を定めており、松本敏氏の選任が承認された場合は、会社法第427条第1項に基づく責任限定契約を締結する予定です。当該契約に基づく取締役の責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額となります。

第２号議案　監査等委員である取締役２名選任の件

監査等委員である取締役２名の選任をお願いするものであります。なお、本議案につきましては、監査等委員会の同意を得ております。

監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、当社における地位及び担当（重要な兼職の状況）	所有する当社の株式数
＜新任＞ 1	大澤　健太郎（おおさわ　けんたろう） （昭和49年10月22日）	平成12年１月　司法書士中島圭一事務所　入所 平成14年８月　司法書士事務所ｱﾙﾌｧ･ﾊﾟｰﾄﾅｰｽﾞ開業 代表司法書士（現任） 令和２年３月　当社 社外取締役（現任）	－株
＜監査等委員である社外取締役候補者の選任理由＞ 大澤健太郎氏は、これまで、司法書士としての豊富な実務経験と数多くの組織再編の支援の経験・知見を有しており、これらを当社の経営に反映していただくことを期待し、令和２年３月に当社の監査等委員でない社外取締役に就任されました。今後は、これまでの経験・知見を業務執行取締役に対するガバナンス・監査等委員会の監査の強化に活かしていただくことを期待し、監査等委員である社外取締役としての選任をお願いします。			
＜新任＞ 2	宋　青（そう　せい） （昭和42年7月27日）	平成３年８月　中国青年交流中心　入社 平成５年11月　太豊通商株式会社　入社 平成８年５月　同社　取締役兼貿易部長 令和元年５月　同社　専務取締役（現任）	－株
＜監査等委員である社外取締役候補者の選任理由＞ 宋青氏は、女性かつ外国人経営者であり、ダイバーシティの流れにふさわしい人物です。同氏は、日中の貿易事業の豊富な経験と知見を有しております。同氏の経験・見識、多様な立場からの意見を当社の経営に反映し、当社経営陣に対する適切な監督と助言を期待し、監査等委員である社外取締役としての選任をお願いします。			

（注）１．上記の各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
２．各候補者は、社外取締役（かつ独立役員）候補者であります。
３．大澤健太郎氏は、現在当社の社外取締役でありますが、社外取締役としての在任期間は、本総会の終結の時をもって１年となります。
４．当社は、当社定款に基づき、現在全ての監査等委員である取締役との間で会社法第427条第1項に基づく責任限定契約を締結しており、大澤健太郎氏、宋青氏の選任が承認された場合は、両氏との間において同様の責任限定契約を締結する予定です。当該契約に基づく監査等委員である取締役の責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額となります。

以　上

メ　　モ

株主総会会場ご案内図

会場　東京都千代田区一ツ橋二丁目６番２号
日本教育会館　９階　９０１号会議室
電話　０３－３２３０－２８３１

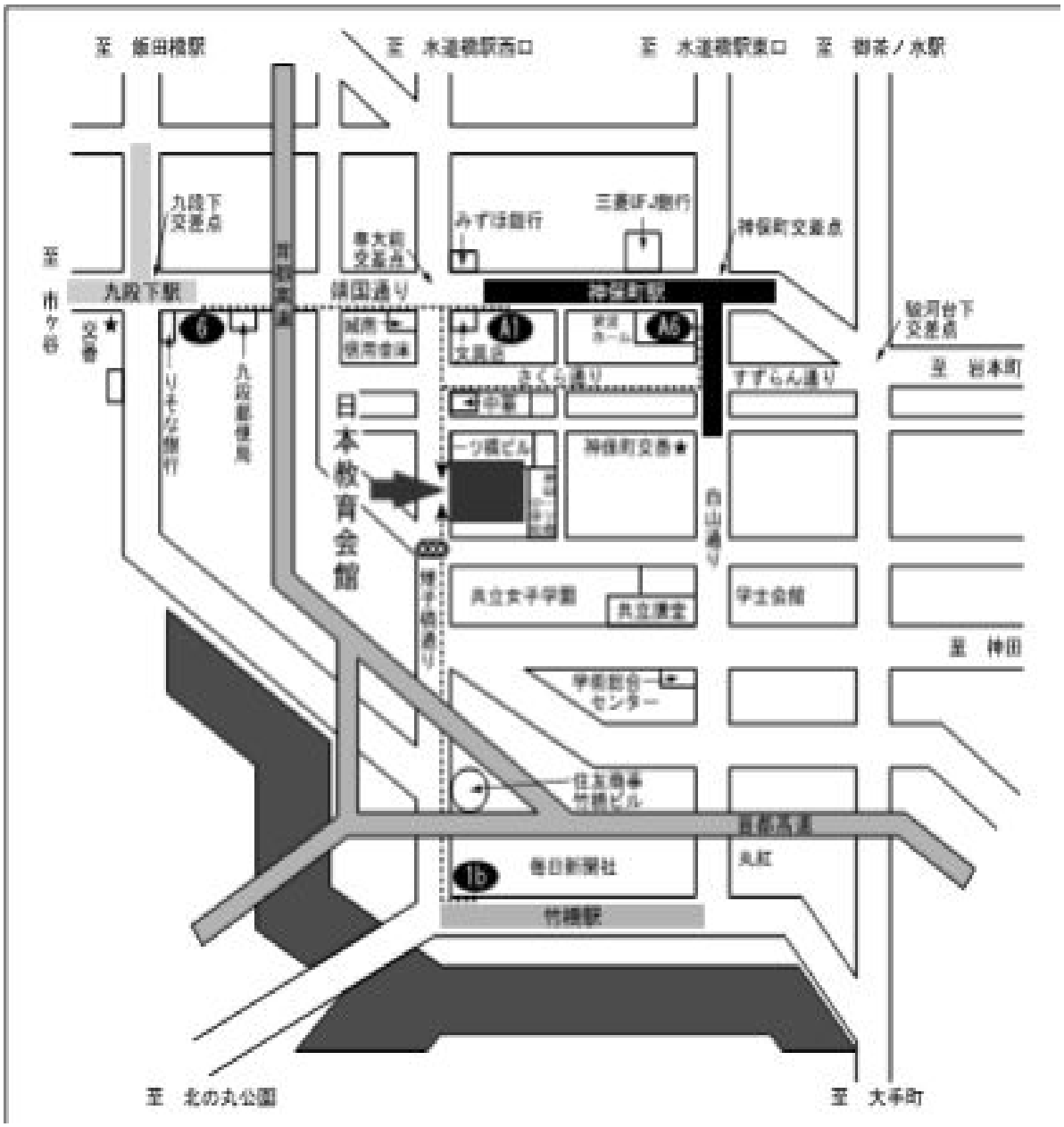

《交　通》

地下鉄　都営新宿線「神保町」駅　Ａ１出口　下車徒歩３分
都営三田線「神保町」駅　Ａ６出口　下車徒歩５分
東京メトロ半蔵門線「神保町」駅　Ａ１出口　下車徒歩３分
東京メトロ東西線「竹橋」駅　１ｂ北の丸公園側出口　下車徒歩５分
東京メトロ東西線「九段下」駅　６番出口　下車徒歩７分

ＪＲ線　総武線「水道橋」駅　西口出口　下車徒歩15分

なお、本会場には駐車場のご用意がございませんので、お車でのご来場はご遠慮下さい。